

栃木県発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準

平成30(2018)年5月14日監第74号

副知事通知

1 不誠実な行為の有無

以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。

- (1) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 県発注工事に係る契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から、県発注機関の長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。

2 経営状況

手形交換所による銀行取引停止処分、自己破産の申立、会社更生法手続きの開始、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は指名しないこと。

3 工事成績

- (1) 工事の成績が良好でない(栃木県建設工事検査規程第8条第1項第2号の規定により不適合の程度が重大である等の工事を含む)建設業者については、その理由の発生後、当分の間指名を差し控え、若しくは、当該格付けに相応する工事等級以上の工事について指名しないこと。
- (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 栃木県優良建設業者表彰規程による表彰を受けた建設業者については指名選定に当たり十分配慮すること。

4 当該工事に対する地理的条件

本社又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

5 手持ち工事の状況

可能な限り他部局と連携を密接にし、当該地域における工事の手持ち状況から見て当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 当該工事施工についての技術的適性

以下の事項を参考に総合的に勘案すること。

- (1) 当該工事と同種又は類似工事について相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7 安全管理の状況

- (1) 指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 県発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

8 労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する労働基準局からの通報が県発注機関の長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不相当であるときは、指名しないこと。
- (2) 県発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
- (4) 次のアからウまでに定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）は指名しないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出